

むつ市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和2年度
財政援助団体等監査(財政援助団体及び公の施設の指定管理者)
を執行したので、同条第9項の規定により別紙のとおりその結
果を公表する。

令和3年3月16日

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人

むつ市監査委員 佐々木 肇

む 監 査 第 8 6 号
令和 3 年 3 月 1 6 日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎 様

むつ市監査委員 齊 藤 秀 人
むつ市監査委員 佐々木 肇

令和 2 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、標記の監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

なお、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

令和2年度

財政援助団体等監査

(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

結果報告書

むつ市監査委員

令和2年度財政援助団体等監査結果
(財政援助団体・公の施設の指定管理者)

1. 監査の対象

団 体	対象施設	所管部局
〈財政援助団体〉 公益社団法人 むつ市シルバー人材センター	/	経済部 産業雇用政策課
〈指定管理者〉 大畑町漁業協同組合	地方卸売市場大畑町魚市場	大畑庁舎 市民生活課

2. 監査の期間

令和2年12月3日から令和3年3月15日まで

3. 監査の範囲

令和元年度の執行状況について

(必要に応じ令和2年度の計画の執行状況を含む。)

4. 監査の着眼点

[財政援助団体監査]

【所管部局】

- (1) 財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

【財政援助団体】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書は符合するか。
- (2) 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保

存は適切か。

- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。
- (8) 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

[公の施設の指定管理者監査]

【所管部局】

- (1) 指定管理者の指定に係る条例等の根拠は、整備されているか。
- (2) 指定管理者の指定の手續は、適正に行われているか。
- (3) 管理に関する基本協定が締結され、かつ、その内容は適正であるか。
- (4) 協定書等には、必要事項が記載され、また、その内容は条例等で定めた範囲を超えていないか。
- (5) 管理に関する経費算定、支出方法、時期及び手續等は適正に行われているか。
- (6) 事業計画書の点検は、適切に行われているか。
- (7) 事業報告書の点検は、適切に行われているか。
- (8) 指定管理者に対して報告を求め、調査及び指示等は、適切に行われているか。

【指定管理者】

- (1) 施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (3) 利用料金設定の手續及び取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 利用促進のため、どのような措置を講じているか。
- (5) 指定管理に係る収支会計経理は、適正に処理されているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 出納関係帳簿への記帳は、適正に行われているか。また、領収書類の整備、保存は、適切に行われているか。
- (7) 管理規程、経理規程等は整備されているか。

5. 監査の方法

関係者等からあらかじめ監査資料の提出を求め、出納その他の事務の執行に係るものについて、諸帳簿、書類等を審査するとともに、関係者等から説明を求め、必要に応じ実地による監査を実施した。

6. 監査結果

いずれの団体も、概ね適正に管理、運営されていた。

しかしながら、一部の事務処理において改善を要する事例がみられたことから、適正に処理するよう望む。

財政援助団体の活動については、高齢者の意欲と能力を生かした就業機会の増大に取り組み、設立目的である活力ある地域社会づくりに寄与する活動がなされていた。

施設については、適切に整備、維持管理され、快適に利用されるための配慮が見受けられた。今後も、直販会の開催など、施設の開放を通じて、利用者目線での運営がなされる事を期待する。